

2020年9月10日

# 「休業要請外支援金」

個人事業主のために実施する  
「専門家による申請書類の事前確認」  
手 順 書

大 阪 府

## 休業要請『外』支援金の概要

---

### ■趣旨

- 大阪府は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に係る休業要請に協力した事業者に対して、「休業要請支援金（府・市共同支援金）」（以下「休業要請支援金」という。）を支給しているところです。
- しかしながら、この支給対象となった事業者以外においても、自主休業や外出自粛等に伴う売上減少等で経営に深刻な影響が生じています。
- このため、休業要請支援金の支給の対象にならなかった事業者であって、府内に事業所を有する中小企業その他の法人等（以下「中小法人」という。）及び個人事業主を対象として、家賃等の固定費を支援し、事業継続を下支えする「休業要請外支援金（以下、「支援金」という。）」を支給します。

### ■支給額

中小法人	府内に複数事業所を有する場合	100万円
	府内に1事業所の場合	50万円
個人事業主	府内に複数事業所を有する場合	50万円
	府内に1事業所の場合	25万円

### 対象要件

---

- 対象要件は、令和2年3月31日以前に開業又は設立し、営業実態のある中小法人等及び個人事業

主で次の3つの要件を満たしていることです。

- (1) 令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していること。
- (2) 令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期間比で50%以上減少(※)していること。
- (3) 「休業要請支援金」の支給対象でないこと。

※ 対象要件の詳細、売上や前年同期間比の詳細は、「募集要項(主にP1~2)」を御参照ください。

## 専門家による申請書類の事前確認

- 今回の事前確認は、府の規則に規定する「専門家による助言その他の必要な支援」として専門家の皆さまに実施していただくものです。
- 個人事業主による支援金の支給申請に先立って、申請書類、添付書類に不備がないこと、申請要件を満たしているかどうかを、専門家の皆さんに、事前に確認していただくことにより、個人事業主の負担軽減と支援金の迅速な支給を目的とするものです。
- 事前確認に係る費用については、事前確認書への署名1件につき5,000円(所得税控除前※)を大阪府が負担いたしますので、申請者(個人事業主)

業主) には、請求しないようにしてください。

※振込額は源泉徴収税率**10.21%**(100万円超**20.42%**)  
を控除した額となります(報償金の申請者が法人  
の場合は不要です。また、行政書士の方については法人・個人いずれの場合も不要です。)

○なお、申請者(個人事業主)から、「事前確認業  
務以外の業務」を、別途、受託されることとなっ  
た場合には、当該業務に関し、所定の対価を受領  
いただくことは、この限りではありません。

**【申請書類の事前確認の参考としていただくもの】**

○大阪府休業要請外支援金募集要項

○大阪府休業要請外支援金のホームページ

「よくあるお問い合わせ」

「法人・個人別 対象・対象外フローチャート」

「休業要請外支援金の対象・対象外施設一覧」

など

## 手順書

### ① 必要書類の準備 **個人事業主**

- ・個人事業主は、「休業要請外支援金ホームページ」のWeb事前受付ページから、申請者情報等を入力します。
- ・Web事前受付完了後、支援金の申請に必要なとなる「休業要請外支援金申請書」（様式1）及び「誓約・同意書」（様式2）をダウンロードし、印刷します。
- ・「誓約書（様式2）」に誓約事項すべてを確認の上、チェックします。
- ・また、個人事業主のみ、「専門家による申請書類事前確認書」（様式3）もダウンロードし、印刷します。
- ・「専門家による申請書類事前確認書（様式3）」に必要な事項を記載します。
- ・その他申請に必要な次の書類（「募集要項」P12～P14に記載されているもの）を用意します。

◇直近の確定申告書等（「募集要項」参照）の写し

◇営業に関する許認可証等の写し

◇全事業の売上の減少が比較できる書類の写し

◇建物の登記事項証明書の写し（所有の場合のみ）

◇建物の賃貸借契約書の写し（賃貸の場合のみ）

◇申請する事業所の写真（外観・内観・看板表示）

◇本人確認書類の写し（運転免許証など）

◇通帳などの振込先の確認が出来るものの写し

◇その他、府が求める書類や申請内容を補足する書類等

② 事前確認の依頼 **個人事業主**→**専門家**

- ・個人事業主から、専門家に「申請書類の事前確認」の依頼がなされます。

③ 事前確認の実施 **専門家**+**個人事業主**

- ・日程調整のうえ、個人事業主に事務所等に来所いただき、提出予定の「申請書類」の事前確認をお願いします。
- ・専門家は、個人事業主の申請書類、添付書類並びに申請要件を確認します。

④ 事前確認終了 **専門家**

- ア 申請内容に不適當な箇所がない場合には、「専門家による申請書類事前確認書（様式3）」の専門家記載欄にチェックを入れ、専門家氏名欄に署名（押印は不要）していただき、日付、住所、連絡先、登録番号を記載してください。なお、ゴム印を使用される場合は、押印をお願いします。
- イ 申請内容に、不適當な箇所がある場合には、書類の追加、補正等を申請者に指示するとともに、その内容を「専門家による申請書類事前確認書（様式3）」の【助言・支援した事項】に記載してください。欄が不足する場合は、裏面に御記入ください。

- ウ 署名等をしていただいた「専門家による申請書類事前確認書（様式3）」の写しを取り、原本は個人事業主に渡してください。
- エ 「ウ」の写しは、本支援金の受付期間終了日（6月30日を予定）まで保管しておいてください。

⑤ 申請 **申請者**→**大阪府**

- ・申請者が専門家の事前確認を受けた申請書類一式を「大阪府休業要請外支援金申請事務局」にレターパックライトで提出します。

⑥ 審査 **大阪府**

- ・到着した「申請書」を大阪府が審査します。
- ・記載内容に不明な点があった場合は、大阪府から申請者に確認することがあります。
- ・申請書類に、不足等があった場合には、申請書類一式を申請者に返送します。（府が指定する期間内の再申請を受付けます。）

⑦ 支援金の振込み **大阪府**→**申請者**

- ・審査の結果、支給要件に該当すると認められる場合には、大阪府は支援金の支給を決定し、申請者の指定する金融機関の口座へ支援金を振込みます。
- ・審査の結果、支給要件に該当しないと認められる場合には、支援金が不支給となると決定した旨を申請者に文書で通知をします。

## ⑧ 報償金申請書 専門家→大阪府

- ・ 専門家は、支援金の申請受付期間終了後に、大阪府ホームページからダウンロードできる「報償金申請書（様式3-2）」と、事前確認の実績として「④のエ」により専門家が保管されている「申請書類事前確認書（様式3）の写し」と資格証（証票等）の写しを、次の宛先まで郵送してください。

また、本件を含め令和2年中に大阪府知事からの支払額が5万円を超える見込みの方は個人番号（マイナンバー）の提出が必要です。個人番号カード（両面）のコピー又は個人番号通知カードのコピーを同封してください。（報償金の申請者が法人の場合は不要です。また、行政書士の方については法人・個人いずれの場合も不要です。）

宛先 : 大阪府休業要請外支援金 申請事務局

郵便番号 : 559-8555

住所 : 大阪市住之江区南港北1-14-16

※「事前確認関係書類在中」と記載してください。

- ・ 大阪府への報償金の請求について、7月14日までに事前確認を実施した専門家は、報償金に関する申請書類一式を7月14日以降、概ね1か月以内に大阪府にご提出ください。

7月15日以降に「休業要請支援金の不支給決定通知を受けた個人事業主」からの事前確認を実施した専門家は、事前確認の実施日から概ね1か月以内に大阪府にご提出ください。



⑨ 費用の支払 **大阪府**→**専門家**

- ・大阪府は、専門家から申請していただいた「報償金申請書（様式3-2）」の内容と、府が保有しているデータを突合したうえで、所定の費用（署名1件につき5,000円（所得税控除前※））を専門家が指定する銀行口座への振込により支払います。

※振込額は源泉徴収税率**10.21%**（**100万円超20.42%**）を控除した額となります（報償金の申請者が法人及び行政書士の場合を除く）

(様式 3 - 2)

# 休業要請外支援金申請書事前確認にかかる報償金申請書

令和 2 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

大阪府知事様

専門家住所（事務所の住所） \_\_\_\_\_

専門家連絡先（電話番号またはメールアドレス） \_\_\_\_\_

専門家氏名 \_\_\_\_\_ (印)

行政書士 公認会計士 税理士 中小企業診断士 司法書士 弁護士

行政書士登録番号									
公認会計士登録番号									
税理士登録番号									
中小企業診断士登録番号									
司法書士登録番号									
弁護士登録番号									

私は、「大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則第 2 条第 1 号又は第 2 号に該当しない事業者に対する支援金の支給に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 82 号）」に規定する「専門家による助言その他の必要な支援」として、別添の写しのとおり個人事業主の申請書の事前確認を行いましたので、これにかかる報償金を下記のとおりに申請します。

## 【報償金申請額】

合計 \_\_\_\_\_ 円 （1 件あたり 5,000 円 × \_\_\_\_\_ 件）

貴府からの報償金は、下記の金融機関口座に振込願います。

振込先	金融機関名	支店名							
	預金種別	1. 普通（総合口座を含む） 2. 当座	口座番号						
	口座名義	フリガナ							

- ※ 以下の書類を添付してください。
- ※ 添付されていない場合は、お支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ① 申請書の事前確認を行った個人事業者にかかる様式 3 の写し（報償金申請の対象となるもの全て。専門家が専門家の事前確認を行った場合はお支払い対象外です。）
- ② 資格証等の写し（証票等）
- ③ 個人番号（マイナンバー）カード（両面）または個人番号通知カードの写し  
（本件を含め令和 2 年中に大阪府知事からの支払額が 5 万円を超える見込みの方は、お支払いに際し、個人番号（マイナンバー）が必ず必要です。）  
（報償金の申請者が法人の場合は不要です。行政書士の方については法人・個人いずれの場合も不要です。）

## 【提出先】

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府休業要請外支援金 申請事務局

※「専門家による申請書類の事前確認関係書類在中」と記載してください。